

平成25年6月14日

(独) 労働安全衛生総合研究所
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について (要請)

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」(平成25年5月17日付け計画課長名通知)により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」(平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。)及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」(平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。)を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」(平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。)を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いいたします。

基安計発第0614第1号

平成25年6月14日

中央労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いします。

平成25年6月14日

建設業労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いします。

平成25年6月14日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いいたします。

平成25年6月14日

林業・木材製造業労働災害防止協会
事務局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いいたします。

平成25年6月14日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いします。

平成25年6月14日

鉱業労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いいたします。

平成25年6月14日

船員災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長

今夏の節電対策について（要請）

今夏の省エネルギー対策については、「今夏の省エネルギー対策について」（平成25年5月17日付け計画課長名通知）により要請しておりますが、今般、厚生労働省節電対策本部において、「2013年度夏季の電力需要対策について」（平成25年4月26日電力需給に関する検討会合決定。以下「政府方針」という。）及び「2013年度夏季の政府の節電の取組について」（平成25年4月26日内閣官房。以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、別添のとおり「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成25年5月1日。以下「本取組方針」という。）を策定しました。

つきましては、貴法人におかれましても、政府方針、政府行動計画及び本取組方針の内容を御了知いただき、その趣旨を踏まえた取組を実施していただきますようお願いいたします。

厚生労働省における今夏の節電対策について

平成 25 年 5 月 1 日

厚生労働省節電対策本部

1 基本的な考え方

- 政府は「2013 年度夏季の電力需給対策について」（平成 25 年 4 月 26 日電力需給に関する検討会合決定。別紙 1）及び「2013 年度夏季の政府の節電の取組について」（平成 25 年 4 月 26 日内閣官房。別紙 2）に基づき、対策を講じることとしている。
- 厚生労働省は、これを踏まえるとともに、東日本大震災以降実施してきた節電対策や、地球温暖化防止及び省エネルギーの取組を持続しながら、今夏の厚生労働省の施設における節電に向けた対策を率先して実施する。
- その際、
 - ・ 節電に伴い業務への著しい支障を生じないようにする必要があること
 - ・ 職員や来庁者の健康に十分に配慮する必要があること
 - ・ テナントとして入居している施設においては、建物の所有者又は管理者の協力を得る必要があること等に留意して目標を設定し、効率的・効果的に節電が行える取組を実施することとし、業務の円滑な運営との両立を図る。

2 各電力会社管内の施設における目標及び実施期間

- 「2013 年度夏季の電力需給対策について」の 3. を踏まえ、次のとおり、節電要請期間・時間帯の使用最大電力（kW）を抑制する。

<数値目標>

各電力会社管内の定着節電分の実施を確実なものとするよう、各施設の実情に応じ、最大限可能な節電目標を設定する。

※今夏の各電力会社管内における定着節電（平成 22 年度最大電力比）

北海道:▲6.3%、東北:▲3.8%、東京:▲10.5%、中部:▲4.0%、

関西:▲8.7%、北陸:▲4.0%、中国:▲3.6%、四国:▲5.2%、九州:▲8.5%

<期間・時間帯>

7/1(月)～9/30(月)の平日(8/13～8/15を除く)の9:00～20:00

3 節電対策実施に当たっての留意点

(1) 使用最大電力の把握

- 昨夏の節電目標の設定に当たって電力会社に問い合わせること等により把握した平成22年夏期(各電力会社管内における節電期間)における使用最大電力の値(kW)を基に、今夏の節電目標を定める。
- 使用最大電力を把握することが困難な施設においては、総量カット又はチェックリスト方式により、節電に取り組む。

(2) 節電行動リストの作成

- これまでの節電対策や「夏季の節電メニュー(事業者の皆様)」(平成25年4月経済産業省)を参考に、各施設における節電目標を確実に達成するために必要な取組を整理し、「節電行動リスト」(別紙3)に記載すること。
- 「節電行動リスト」の様式については、各施設の実情に応じて改変して差し支えないこと。ただし、①施設名、②節電目標、③目標達成に向けた節電行動の記入は必須とする。
- 来庁者の多い施設においては、分かりやすい場所に掲示する等により、周知するよう努めること。

(3) 節電対策の確実な実施

- 各施設においては、電力メーターの目視やデマンドコントローラーの設置等により、節電目標を超過しないよう管理すること。
- 今後、各施設の節電目標及び実施状況(目標達成状況)について報告を求める場合もあり得ることに留意すること。

4 所管の独立行政法人等への依頼

- 所管の独立行政法人、特例民法法人等においても、「2013年度夏季の電力需給対策について」の趣旨を踏まえた取組が行われるよう、所管部局等から要請すること。

2013年度夏季の電力需給対策について

平成 25 年 4 月 26 日
電力需給に関する検討会合

はじめに

東日本大震災から 2 年を経て、電力需給の状況は改善しつつある。しかし、ほとんどの原子力発電所が停止する中で、火力発電所の定期検査の繰り延べや過負荷運転の実施、長期停止火力の再稼働、緊急設置電源の設置といった緊急避難的な対策や国民各層の節電努力などに大きく依存してきた。

このような中、2013 年度(平成 25 年度)夏季の電力需給見通しについて、経済産業省の総合資源エネルギー調査会総合部会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、2013 年 3 月 22 日から 4 月 23 日までの合計 4 回にわたり、第三者の専門家による検証を行った。

現在、我が国は緊急経済対策をはじめとする経済再生に向けた様々な取組を行い、生産や消費など経済動向に明るい兆しが出始めているところ、国民生活及び経済活動への影響を極力回避しつつ、電力需給検証小委員会の検証結果を踏まえて、2013 年度夏季の電力需給対策を決定する。

1. 2013年度夏季の電力需給見通し

2013 年度夏季の電力需給は、2010 年度夏季並の猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しである。

他方、9 電力管内(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力)において、大規模な電源脱落等が発生した場合には電力需給がひっ迫する可能性^{*}もあり、引き続き予断を許さない状況である。

<2013 年 8 月の電力需給見通し>

(万kW)	東3社	北海道	東北	東京	中部及び西日本	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
供給力	7,857	524	1,520	5,813	9,827	2,817	2,932	574	1,250	595	1,659	17,684	238
最大電力需要	7,365	474	1,441	5,450	9,279	2,585	2,845	546	1,131	562	1,610	16,644	156
供給－需要	492	50	79	363	548	232	87	28	119	33	49	1,040	83
(予備率)	6.7%	10.5%	5.5%	6.7%	5.9%	9.0%	3.0%	5.2%	10.5%	5.9%	3.1%	6.2%	53.1%

※仮に、中部及び西日本において、2013 年度夏季ピーク時に過去 5 年間で最大級の電源脱落(▲644 万kW)が生じた場合、随時調整契約の発動及び周波数変換装置(FC)を通じた東日本からの融通を行っても、中部及び西日本の予備率は 2.1%となる。

2. 2013年度夏季の電力需給対策の基本的考え方

2013 年度夏季の電力需給対策を行うに当たっての基本的考え方を以下に示す。

- ① 2013 年度夏季の需給見通しは、国民各層による節電の定着を前提としている。そのため、この定着分について確実な節電の実施を図る。
- ② その際、国民生活、経済活動等への影響を極力回避する。
- ③ 大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、需給両面での対策を講じる。

3. 2013年度夏季の需給対策

2. を踏まえ、9 電力管内について、以下の需給対策を行う

(1)節電要請(数値目標を設けない)

- ①現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電を要請する。但し、具体的な数値目標は設けない。節電要請にあたっては、被災地、高齢者や乳幼児等の弱者、熱中症等への健康被害に対して、配慮を行う。

※2013 年度夏季の各電力会社管内における定着節電は、2010 年度最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力管内	▲6.3%	東北電力管内	▲3.8%	東京電力管内	▲10.5%
中部電力管内	▲4.0%	関西電力管内	▲8.7%	北陸電力管内	▲4.0%
中国電力管内	▲3.6%	四国電力管内	▲5.2%	九州電力管内	▲8.5%

②節電要請期間・時間

2013 年 7 月 1 日(月)から 2013 年 9 月 30 日(月)までの平日(ただし、8 月 13 日(火)から 15 日(木)までを除く)の 9:00 から 20:00 までの時間帯とする。

- ③政府は、需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。併せて、電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報提供等を積極的に行う。

(2) 需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

- ① 電力会社は、発電所等の、計画外停止のリスクを最小化するため、発電設備等の保守・保全を強化する。
- ② 電力会社は、電力需給のひっ迫が予想される場合に、自家発電事業者からの追加的な電力購入を行えるよう準備する。政府は、自家発電の活用を図るため、設備の増強や余剰電力の電力会社への売電を行う事業者に対して、設備や燃料費の補助による支援を行う。
- ③ 卸電力取引所において、幅広い供給者が取引所に参加することで広域的かつ機動的な電力調達が可能となるような新たな仕組みを整備する。
- ④ 電力会社は、随時調整契約等の積み増し、アグリゲーター※¹やネガワット取引※²の活用その他のデマンドレスポンス等、需要面での取組の促進を図る。
- ⑤ 上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発出し、一層の節電を要請する。

※1:アグリゲーターは、事前に契約している複数の需要家の電力需要を一括して制御し、遠隔操作や手動制御によって空調、照明などの需要を削減する。

※2:需要家による節電量を供給量と見立て(ネガワット)、需給ひっ迫が想定される場合に、需要サイドの負荷抑制による節電分を入札等により確保する仕組み。

2013 年度夏季の政府の節電の取組について

平成 25 年 4 月 26 日

内 閣 官 房

「2013 年度夏季の電力需給対策について」(平成 25 年 4 月 26 日電力需給に関する検討会合決定)に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

(1) 基本的な方針

2013 年度(平成 25 年度)夏季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3 %以上を確保できる見通しであるが、これは、国民各層による節電の定着^{*1}を前提としている。そこで、政府においては、以下の(2)(3)の取組を含む節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電要請期間・時間帯^{*2}の使用最大電力の抑制に努める。

* 1 2010 年度(平成 22 年度)最大電力比で以下の数値を見込んでいる

北海道電力管内	▲6.3%	東北電力管内	▲3.8%	東京電力管内	▲10.5%
中部電力管内	▲4.0%	関西電力管内	▲8.7%	北陸電力管内	▲4.0%
中国電力管内	▲3.6%	四国電力管内	▲5.2%	九州電力管内	▲8.5%

* 2 2013 年(平成 25 年)7 月 1 日から 9 月 30 日まで(8 月 13 日から 15 日までを除く)の平日の 9 時から 20 時まで

(2) 節電に係る具体的取組

具体的な節電の取組事項については、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー(事業者の皆様)」(平成 25 年 4 月経済産業省)を参考にしつつ実施する。

(3) 独立行政法人、公益法人及び地方公共団体への取組の波及

独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 25 年 4 月経済産業省）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、上記「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。

厚生労働省節電行動リスト

施設名

節電担当者

節電目標

1. 目標達成に向けた節電行動

まず基本。ひとりひとりが意識して取り組みます！

分野	取組内容	節電効果(※)
1		%
2		%
3		%
4		%
5		%
6		%
7		%

※当該施設部分の電力消費量に対する割合

2. さらなる取組み

さらに、電力消費を意識して業務を行います！

分野	取組内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

3. 来庁者の皆さまへのお知らせ（→必要に応じて記載。）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare